

第589回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和3年9月3日（金）

午前11時から

場所：茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 茨城県内水面漁場管理委員会会議規程の一部改正について

6 その他

7 閉 会

漁諮問第9号

茨城県内水面漁場管理委員会

さけ特別採捕について、茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)第41条第1項の規定により、別紙のとおり許可をするにあたり、同条第9項の規定に基づき意見を求める。

令和3年8月30日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

1. 許可申請者

- 1) 常陸大宮市塩原 2356 番地の 5
久慈川漁業協同組合
代表理事組合長 高杉 則行

- 2) (代表者)

- 東茨城郡城里町石塚 1684 番地の 1
那珂川漁業協同組合
代表理事組合長 添田 規矩

- (共同申請者)

- 水戸市東大野 32 番地の 3
那珂川第一漁業協同組合
代表理事組合長 小林 益三

- 3) 筑西市女方 107 番地の 3

- 鬼怒小貝漁業協同組合
代表理事組合長 宮田 芳男

2. 許可をしようとする理由

さけ人工ふ化放流事業を実施するため

3. 許可をしようとする内容

別添のとおり

別 添

令和3年度さけ特別採捕許可申請の概要

1. 久慈川

採捕数 10,000尾

使用漁具

建 網	2ヶ統	13名	10月 1日～12月 25日
投網(建網付帯)	2カ統	13名	10月 1日～12月 25日
流し網	7ヶ統	47名	9月 20日～10月 31日
おとり網	11ヶ統	22名	9月 20日～12月 25日
投網(おとり網付帯)	11カ統	22名	9月 20日～12月 25日

2. 那珂川

採捕数 30,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	4名	9月 20日～12月 25日
投網(建網付帯)	2カ統	4名	9月 20日～12月 25日
流し網	70ヶ統	248名	9月 20日～10月 31日
いくり網	37ヶ統	207名	9月 20日～11月 30日
おとり網	32ヶ統	68名	10月 10日～12月 25日
友釣り	7ヶ統	14名	10月 10日～12月 25日

3. 鬼怒川

採捕数 5,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	27名	10月 1日～12月 30日
投 網	1ヶ統	27名	10月 1日～12月 30日
地びき網	1ヶ統	27名	10月 1日～12月 30日

令和3年度 さけ 特別採捕許可内容

1 久慈川漁業協同組合

許可の対象者		久慈川漁業協同組合			
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第31条(保護水面)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、第36条(さし網の禁止期間)、第37条第1項第1号(久慈川禁止区域)、同条同項第2号(久慈川支流里川禁止区域)、同条第3項(久慈川禁止期間)、第38条(河口付近における採捕の制限)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さけ 10,000尾				
使用漁具及び漁法	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶	
建網	2 10月1日から 12月25日まで	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。	計13名	なし	
投網 (建網付帯)	2 10月1日から 12月25日まで	建網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計13名	なし	
流し網(かさねさし網を除く)	7 9月20日から 10月31日まで	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。	計47名	計43隻	
おとり網	11 9月20日から 12月25日まで	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1カ所に限る。	計22名	なし	
投網 (おとり網付帯)	11 9月20日から 12月25日まで	おとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計22名	なし	
許可期間	令和3年9月20日から令和3年12月25日まで				
制限又は条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しななければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実績調査及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別廃魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しななければならない。</p> <p>(7) 建網及びおとり網により採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網により採捕する場合は、ゼッケンを着用するほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しななければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しななければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しななければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消することがある。</p>				

2 那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合

許可の対象者		那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合			
適用除外の条項		茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、同条同項第9号(いくり網)、第36条(さし網の禁止期間)			
採捕する水産動植物の種類及び数量		さけ 30,000 尾			
使用漁具及び漁法	統数	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建網	1	9月20日から 12月25日まで	常陸大宮市野田地先の那珂川。	計4名 (那珂川3名、那珂川第一1名)	なし
投網 (建網付帯)	2	9月20日から 12月25日まで	建網の設置場所から下流50メートルまでの区域。	計4名 (那珂川3名、那珂川第一1名)	なし
流し網 (かさねさし網を除く)	70	9月20日から 10月31日まで	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂川市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。	計248名 (那珂川30名、那珂川第一218名)	計186隻(那珂川22隻、那珂川第一164隻)
いくり網 (かさねさし網を除く)	37	9月20日から 11月30日まで	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの区域を除く。	計207名 (那珂川126名、那珂川第一81名)	計145隻(那珂川66隻、那珂川第一79隻)
おとり網 (堀釣を含む)	32	10月10日から 12月25日まで	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの区域を除く。	計68名(那珂川68名)	なし
友釣り (堀釣を含む)	7	10月10日から 12月25日まで	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの区域を除く。	計14名(那珂川14名)	なし
許可期間	令和3年9月20日から令和3年12月25日まで				
制限又は条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。</p> <p>また、獲魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実績調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別獲魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。</p> <p>(7) 建網、おとり網及び友釣りににより採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網及びいくり網により採捕する場合は、ゼッケンを着用し行わなければならない。ただし、流し網にあつては、前記ゼッケンのほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消することがある。</p>				

3 鬼怒小貝漁業協同組合

許可の対象者	鬼怒小貝漁業協同組合		
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則		
採捕する水産動物の種類及び数量	第30条第1項第7号(投網)、第31条(保証水面)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第1号(地びき網)、同条同項第5号(さけ建網)、第37条第1項第8号(禁止区域) さけ 5,000尾		
使用漁具及び漁法	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名
建網	1 10月1日から	筑西市伊佐山 JR 水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流 100メートル及び下流 300メートルの間の鬼怒川。	計 27名
投網	1 12月30日まで		
地びき網	1		計 1隻
許可期間	令和3年10月1日から令和3年12月30日まで		
制限又は条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しななければならない。</p> <p>また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実績調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別廃魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合には、さけ以外の遊河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。</p> <p>(7) 建網及び地びき網により採捕する場合には、標旗を掲げて行わなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。</p>		

茨城県内水面漁場管理委員会会議規程の一部改正について

茨城県内水面漁場管理委員会事務局

【改正理由】

大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、天災事変等が発生したときの委員会開催の取り扱いについて、また、情報通信機器の発展を踏まえ、情報通信機器を用いた会議への出席について明示するもの。

【改正の内容】

- 第5条第5項を削り、第4項を第6項とし、第4項、第5項に次の2項を加える。
- 4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。
 - 5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。

【茨城県内水面漁場管理委員会会議規程新旧対照表】

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略) (会議)</p> <p>第5条 1～3 (略)</p> <p>4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。</p> <p>5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。</p> <p>6 議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (削除)</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (会議)</p> <p>第5条 1～3 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>5 会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急に議決する必要があると認められた事項については、この限りでない。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>

○ 茨城県内水面漁場管理委員会会議規程（改正案）

昭和 39 年 12 月 14 日

茨城県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

改正 昭和 42 年 9 月 1 日内漁管委告示第 1 号

令和 2 年 12 月 3 日内漁管委規程第 1 号

令和 3 年 9 月 内漁管委規程第 1 号

（趣旨）

第 1 条 茨城県内水面漁場管理委員会の会議は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

（事務所の所在地）

第 2 条 委員会の事務所は、茨城県農林水産部漁政課内に置く。

（会長等）

第 3 条 委員会には、会長、副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

（会長及び副会長の権限）

第 4 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長ともに事故あるときは、委員の中で最年長の者が、会長の職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、会長が必要であると認めたとき、又は委員の 3 分の 1 以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 会議の招集は、会議の日時及び場所とともに会議に付すべき議案その他必要事項を各委員及び関係者に通知して行う。

3 会議は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。

5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。

6 議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（出席不能の場合の届け出）

第 6 条 委員は、遅参、退席又は欠席しようとするときは、その旨を会長に届け出なければ

ならない。

(議事録)

第7条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。ただし、軽易な事項に関しては記載を省略することができる。

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席委員2人以上が署名しなければならない。

第8条 議事録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に出席した関係者の氏名
- (4) 会議に付した議題
- (5) 議事の大要及び議決事項
- (6) その他必要と認めた事項

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和39年12月15日から施行する。

付 則 (昭和42年告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

付 則 (令和3年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年9月3日から適用する。